

がんばる農家プラン事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が定める日まで)

○交付申請は、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは: 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。
実績報告書には下記書類を添付すること
(1) 事業報告書(別紙様式)
(2) 事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

資料提出・問い合わせ先

| 区分 | 所属 | 電話 |
|----------------|---------------------------------|--------------|
| 農産 林産 畜産 | 農林水産部農林水産政策課 | 0857-26-7589 |
| | 農林水産部東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3557 |
| | 農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3816 |
| | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3166 |
| | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9643 |
| | 西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2003 |